

指 定 通 所 介 護 事 業 所 の 運 営 規 程

(株)ケアネットデイサービスセンター長野第一

1. 事業の目的

株式会社ケアネットが行う指定通所介護事業及び総合事業（以下、事業という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

- （１）事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活に必要な世話及び機能訓練を行う。
- （２）事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- （３）介護事業を通じ、高齢者社会に貢献し、介護保険制度の発展に寄与する。
- （４）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- （５）指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

3. 事業の名称

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１） 名称 株式会社ケアネットデイサービスセンター長野第一
- （２） 所在地 長野県須坂市大字小山字蒔田 2518-1

4. 定員 35 名 （総合事業対象者、予防通所介護を含む）

5. 職員の職種、員数

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の健康管理等、その他必要な業務の提供にあたる。

(4) 介護職員 3名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や援助等、その他必要な業務の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

6. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 祝日を含む毎日とする。(但し、12月31日から1月3日は休日)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時20分

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分

(4) 延長サービス提供時間帯 提供前 午前8時00分から午前9時00分 提供後 午後5時00分から午後7時00分

7. 通所介護及び総合事業の内容及び利用料金

- (1) の1 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料金等の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者の『介護保険負担割合証』に記載の負担割合に応じた額の支払いを受ける。

①地域包括支援センター、居宅介護支援事業者との連携

②通所介護サービス計画の立案・実施

③利用者の送迎

④食事（利用者が選定する特別な食事の提供）

⑤入浴

⑥健康管理

⑦介護・看護（ご利用者の身体状況にあわせて、必要な介護・看護を行います。）

⑧各種生活行事（誕生会・お花見・外出・演芸ボランティア鑑賞等）

⑨機能訓練（リハビリテーション・マシントレーニング・レクリエーション）

⑩相談援助サービス

⑪栄養マネジメント

⑫口腔機能向上サービス

⑬認知症ケア

⑭行政手続きの相談

⑮その他、必要に応じ相談に応じます

- (1) の2 総合事業は、須坂市が定める基準によるものとする。
- (2) 前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者からうけるものとする。
- ①通常の事業の実施地域を越えて行う送迎については、交通費として通常の事業の実施地域を超えた距離に応じて次の費用を徴収する。
- ・往復 10 km未満 : 無料
 - ・往復 10 km～20 km未満 : 200 円
 - ・往復 20 km～30 km未満 : 400 円
 - ・往復 30 km～40 km未満 : 600 円
- ②指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係る物の提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス基準額、またはサービス費用基準額を超える費用。
- ③食事の提供に係る利用料（昼食・おやつ代）：830 円
- ④おむつ代（1 枚当たり）
- ・紙パンツ : 80 円
 - ・尿取りパット : 15 円
 - ・フラットタイプ : 25 円
- ⑤前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、あらかじめ文書で説明をしたうえで、支払いに同意する文書に署名を受けることとする。

8. 通常の事業の実施地域

- (1) 通所介護における通常の事業の実施地域は、須坂市、長野市（若穂）、高山村、小布施町とする。
- (2) 総合事業の実施地域は、須坂市とする。

9. サービス利用にあたっての留意事項

利用者は指定通所介護の提供を受ける際、サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

10. 緊急時における対応

- (1) 通所介護従業員は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他緊急事態が発生したときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- (2) 通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

11. 非常災害対策

- (1) 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- (2) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

12. 苦情処理

提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

13. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

14. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

15. 地域との連携等

- (1) 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- (2) 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

16. 衛生管理等

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

17. その他の運営についての留意事項

- (1) 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、通所介護事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - ②継続研修 年1回以上
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を徹底する。
- (4) 事業所は、適切な指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (5) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、㈱ケアネットが定めるものとする。

付則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年9月21日から施行する。（営業時間の変更）

この規定は、令和4年2月1日から施行する。（住所の変更）

この規定は、令和5年8月9日から施行する。（6項の修正、7項の修正、14項の追加）

この規定は、令和6年3月24日から施行する。（2.11.13.18項の修正、14.15.16項の追加）